

副市長レビュー（秋）協議事項調書

1 部局名 (課名)	健康福祉部 (障害保健福祉課)																																										
2 協議事項 (案件名)	重度障害者に対する大学修学、就労支援に関する事業について																																										
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法に基づく「重度訪問介護」等は、重度障害者を対象に居宅にて入浴、排せつ及び食事の介護等について支援するものであり、修学、就労に伴う支援は対象外となっている。 ・ ICTの発達、働き方の多様化など修学、就労環境が変化している。 <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、地域生活支援促進事業に事業を追加 大学修学・・・2018年～、就労支援・・・2021年～ ・ 他政令市の状況 大学修学・・・20市中11市、就労支援・・・20市中14市 (静岡市は、両事業を実施済み) ・ 障害者の法定雇用率の引き上げ <table border="1" data-bbox="411 929 1359 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>2023年度</th> <th>2024年4月</th> <th>2026年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業の法定雇用率</td> <td>2.3%</td> <td>2.5%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>対象事業主の範囲</td> <td>43.5人以上</td> <td>40.0人以上</td> <td>37.5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用率制度における算定方法の変更 <table border="1" data-bbox="411 1093 1359 1435"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">2024年4月～</th> </tr> <tr> <th>週所定労働時間</th> <th>30時間以上</th> <th>20時間以上 30時間未満</th> <th>10時間以上 20時間未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重度身体障害</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重度知的障害者</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【議会質問等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自民党平野議員より2023年9月議会質問有（就労支援） ・ 自民党2024年度当初予算要望有（就労支援） ・ 市民クラブ北野谷議員より2023年11月議会質問有（大学等） 				2023年度	2024年4月	2026年7月	民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%	対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上			2024年4月～		週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満	身体障害者	1	0.5	-	重度身体障害	2	1	0.5	知的障害者	1	0.5	-	重度知的障害者	2	1	0.5	精神障害者	1	0.5	0.5
	2023年度	2024年4月	2026年7月																																								
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%																																								
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上																																								
		2024年4月～																																									
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満																																								
身体障害者	1	0.5	-																																								
重度身体障害	2	1	0.5																																								
知的障害者	1	0.5	-																																								
重度知的障害者	2	1	0.5																																								
精神障害者	1	0.5	0.5																																								
4 検討経過・課題	<p>(検討経過)</p> <p>2021年 障害者自立支援協議会当事者部会で重度障害者の就労支援に関する質問有</p> <p>2022年 他都市の状況等の調査研究</p> <p>2023年 重度障害者の当事者（在宅勤務）からの要望 2024年度新規事業として制度設計。予算要求準備</p>																																										

	<p>(課題)</p> <p>●事業実施のための事務負担の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の支援体制（障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口の設置）の整備への市の協力が求められている。 ・大学等の実施する委員会へ出席（年1回以上）し、支援体制を確認。 ・重度訪問介護の請求は、通常、国保連を通じて請求するが、本事業は、別途市への請求手続等が必要となり、事業者、市の事務負担が増える。 ・大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であり、対象が多く、事業の周知方法の検討が必要。 ・民間企業に雇用されている場合は、雇用側の支援と福祉側の支援の切り分けについて検討が必要。 	
5-1 方向性の提案（目指すべき姿）	<p>障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが社会参加が可能となるよう支援し、修学、就労機会の拡大を図る。</p>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項（妥当性、必要性、有効性など）	<p>●他の政令市等を参考に国の地域生活促進事業の要件に合致した制度設計により 2024 年度より事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 【就労】 重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定を受けており、週 10 時間以上就労している者 【大学等】 重度訪問介護の支給決定を受けており、大学等の修学者 2 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 大学通学中及び大学等敷地内の身体介護等 【就労】 通勤や職場等における重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援 3 財源等（国費 1/2、県費 1/2、市費 1/2） <ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 国の補助単価を基本として設定 【就労】 国の重度訪問介護の単価を基本として設定 4 利用者負担 原則 1 割（所得により負担上限月額の設定あり） 	
6 結果	<p>■提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>具体的内容</p>
7 その他		